



解体・改修等を行う建築物等の所有者の方へ

アスベスト（石綿） 飛散防止の 配慮していませんか？

石綿による健康被害と言われている中皮腫の患者は年々増えつづけています。2017年に中皮腫で死亡された方は1,555名で、1995年の3倍以上になっています。

以下の配慮が義務づけられています

元請業者への 情報提供



石綿の使用状況等が確認できる書類の情報提供



石綿除去の工事を行う際、撮影許可などの配慮

費用負担 工期への配慮



事前調査にかかる費用の負担



施工業者が適切な調査、工事をできるよう協力

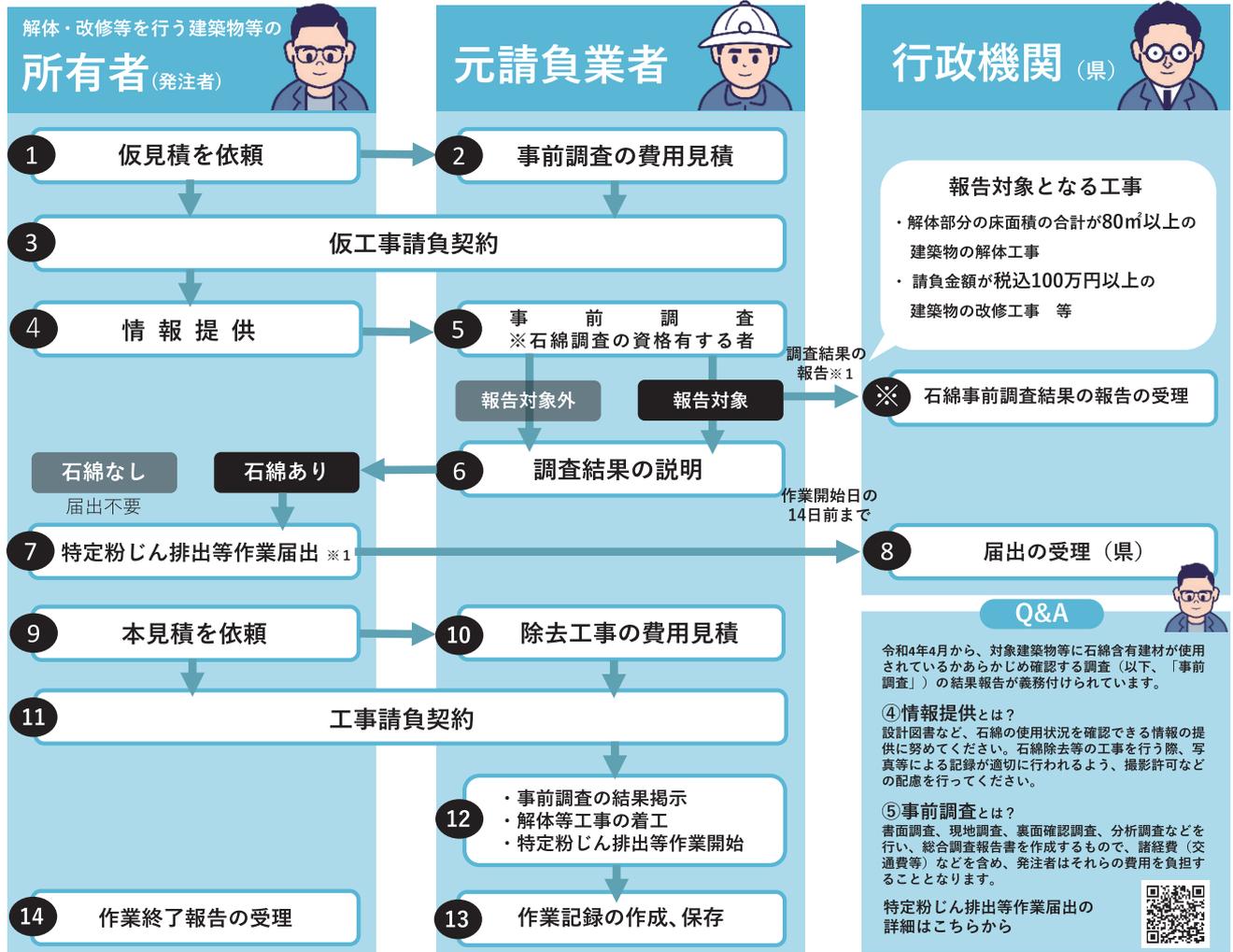
解体・改修等前に、アスベストがあるか事前調査が必要です！

元請業者又は自主施工者は、事前調査を行った際には、調査の結果を（一定規模以上の場合）都道府県知事に報告しなければなりません。これを怠った場合又は虚偽の報告をした場合には、

30万円以下の罰金が科されます。

裏面も確認

事前調査の手続きの流れ<例>



※1 解体工事等を自主施工者（解体等工事を請負契約によらず自ら施工する者）が行う場合、自主施工者が報告・届出をする必要があります。

補助金情報

国土交通省では、事前調査及び石綿含有建材の除去工事の補助制度を創設しています。補助制度の活用可否については、市町村により異なりますので、お住まいの市町村の土木・建築担当部署にお問い合わせください。

石綿関連情報

- (1)建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省HP）
- (2) 大気汚染防止法施行規則等の一部改正について（環境省HP）



大気汚染防止法に関するお問い合わせ先

	担当部署	住所	電話番号	管轄区域
宮城県	仙南保健所 環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
	塩釜保健所 環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
	塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
	大崎保健所 環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
	石巻保健所 環境廃棄物班	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
	気仙沼保健所 環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡
	仙台市	環境局環境部 環境対策課大気係	仙台市青葉区二日町6-12 (MSビル二日町)	022-214-8222